

第1号様式（第4条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和7年11月7日提出

案件担当部課等	政策部政策課	
案件名称	第5次三浦市総合計画（案）について	
部門経営で審議した日	—	
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項 第5次三浦市総合計画（案）を別添のとおり決定することについて		
現状と課題 <p>令和8年度から令和17年度までを計画期間とする第5次三浦市総合計画について、令和7年年8月29日に三浦市総合計画審議会に諮問し、同年9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施した。</p> <p>その後、同年11月7日開催の総合計画審議会において第5次三浦市総合計画（案）の答申を受けた。</p> <p>三浦市議会基本条例（平成26年三浦市条例第9号）第11条には、「市の政策及び施策の基本的な方向を定める構想、計画、指針その他これらに類するものを策定し、又は変更する（基本的な事項に係る部分に限る。）に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき議会の議決を経るものとする。」と規定されている。</p> <p>また、同条例運用基準には、議決事件として「『三浦市総合計画』の基本構想及び基本計画」が明記されているため、次期基本構想及び基本計画の策定に当たっては、議会の議決を経る必要がある。</p>		
案件担当部課等の見解 審議決定後は、令和7年第4回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。		

総合計画及び予算との関係

大綱 4 計画の推進に向けて

目標 2 経営力のある市役所づくり

施策 1 財政健全化及び行政改革の一層の推進

(企業型経営システムの確立)

備考 説明員 鷺阪政策課長